

Title	ラテンアメリカ諸国における集团的利益の保護と実現に関する比較法的・法文化的考察
Sub Title	Comparative analysis of class actions in Latin America
Author	前田, 美千代(Maeda, Michiyo)
Publisher	
Publication year	2024
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2023.)
JaLC DOI	
Abstract	6年にわたる研究期間の中で、コロナ禍により予定していた渡航ができなくなったものの、オンライン会議が充実したことにより、ブラジルの研究者のみならず、メキシコやヨーロッパの研究者にも拡大して共同研究を行うことができ、結果的にヨーロッパで2冊の書籍を刊行できた。ブラジルの集団訴訟制度の特徴である公的機関（検察庁やProcon、公共弁護士）のプレゼンスをさらに明確にするとともに、ブラジル以外の国や地域の研究者との交流を通じて、ブラジルの集団訴訟制度を相対的に見ることもできた。これを踏まえ、ブラジルの法制度における課題をとらえて、日本の消費者集団訴訟制度の改善提案に繋げていきたい。 During the 3-4 years of research period, there was the cumulative impact of the COVID-19 pandemic on our academic activities. The outbreak prevented us from flying overseas for a research travel. For this reason, instead of having in-person meetings, we managed to set up various online ones that happened to be from many different countries(Brazil, Mexico, Germany etc), which led us to publish 2 books in Europe. Through this international online community where we exchanged a lot of ideas on collective redress from comparative perspective and found the uniqueness of Brazilian public bodies that are active in various fields of interests protected by law. There are also some problems to solve even in Brazilian system. All the findings from this research project will serve as a base for Japanese system reform.
Notes	研究種目：基盤研究 (C) (一般) 研究期間：2018～2023 課題番号：18K01224 研究分野：消費者法
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_18K01224seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

令和 6 年 6 月 2 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01224

研究課題名（和文）ラテンアメリカ諸国における集団的利益の保護と実現に関する比較法的・法文化的考察

研究課題名（英文）Comparative Analysis of Class Actions in Latin America

研究代表者

前田 美千代（Maeda, Michiyo）

慶應義塾大学・法学部（三田）・教授

研究者番号：70388065

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000 円

研究成果の概要（和文）：6年にわたる研究期間の中で、コロナ禍により予定していた渡航ができなくなったものの、オンライン会議が充実したことにより、ブラジルの研究者のみならず、メキシコやヨーロッパの研究者にも拡大して共同研究を行うことができ、結果的にヨーロッパで2冊の書籍を刊行できた。ブラジルの集団訴訟制度の特徴である公的機関（検察庁やProcon、公共弁護士）のプレゼンスをさらに明確にするとともに、ブラジル以外の国や地域の研究者との交流を通じて、ブラジルの集団訴訟制度を相対的に見ることができた。これを踏まえ、ブラジルの法制度における課題をとらえて、日本の消費者集団訴訟制度の改善提案に繋げていきたい。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題では、直接的には日本の消費者裁判手続特例法の制定と改正に関連して、また間接的には集団的利益の保護と実現に関する法文化的比較を踏まえ、日本法におけるとりわけ消費者の集団的利益の保護と救済に関して、さまざまな状況における消費者を捉えて多角的に研究することができた。具体的には、デジタル社会における各種プラットフォーム利用に際しての消費者をはじめとして、救済手段としてもブラジル検察庁による「消費者勝者サイト」の運営、訴訟手続のIT化に比較法的観点から言及する研究成果として価値を有する。

研究成果の概要（英文）：During the 3-4 years of research period, there was the cumulative impact of the COVID-19 pandemic on our academic activities. The outbreak prevented us from flying overseas for a research travel. For this reason, instead of having in-person meetings, we managed to set up various online ones that happened to be from many different countries (Brazil, Mexico, Germany etc), which led us to publish 2 books in Europe. Through this international online community where we exchanged a lot of ideas on collective redress from comparative perspective and found the uniqueness of Brazilian public bodies that are active in various fields of interests protected by law. There are also some problems to solve even in Brazilian system. All the findings from this research project will serve as a base for Japanese system reform.

研究分野：消費者法

キーワード：ブラジル 消費者集団訴訟 公的機関による集団訴訟 裁判手続のIT化 デジタルプラットフォーム

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1．研究開始当初の背景

本研究は、ブラジルをはじめとするラテンアメリカの国々を対象に、集団的利益の保護と実現に関する比較検討を行うという予定で開始した。ラテンアメリカ諸国では、集団的利益は、不特定多数人に不可分に帰属する「拡散的利益」および「集合的利益」、ならびに、特定人に可分に帰属する「同種個別的利益」に区分されている。ラテンアメリカ諸国は、貧富の差等の社会文化構造を背景に、特定弱者集団を一括保護すべき必要性が高く、早くから国家機関の主導による集団的利益保護制度を発展させた。わが国では、消費者法分野で差止訴訟および集団の被害回復訴訟が可能となったが、消費者以外の環境、高齢者、公正競争等でも個人に帰属しない集団的利益保護が問題となっており、また、消費者の集団の被害回復訴訟もその適用範囲および原告適格が限定され過ぎていることから、本研究は、特色ある外国法から独創的示唆を得ようとしたものである。

2．研究の目的

わが国の消費者裁判手続特例法はブラジル法の同種個別的利益に対応しその裁判上の保護を定めるが、ブラジル法と比べ適用範囲および原告適格が限定されている。本研究は、現行法の適用除外事由について拡大の糸口を示すとともに、研究対象国における国家機関（ブラジル検察庁、公共弁護庁など）への原告適格付与を参考に、わが国の消費者庁、国民生活センター、全国の消費生活センターへの原告適格付与を提案することを目指すものであった。ラテンアメリカで集団的利益が重視される要因として、その社会文化構造の特殊性がある。共通して貧富の差・階級格差が顕著であるため、特定弱者集団を一括保護すべき必要性や、識字率の低さ等教育格差も大きいことから、司法アクセスを全国民に保障すべく、被害者に代わって誰かが加害者に対し責任追及すべき必要性が強く存在する。国家機関に原告適格が付与されるのはこのためである。わが国の消費者法分野における差止集団訴訟も、2000 年以降の司法改革における国民の「司法アクセス」の拡充という文脈で導入された経緯からすれば、原告適格を民間消費者団体のみに認めることは、ラテンアメリカと比べ不完全といえるものである。

3．研究の方法

初年度（2018 年度）においては、ブラジル法を中心に、困窮者の司法アクセスの問題、消費者の集団的利益の保護と実現における公的機関の役割に焦点をあてて研究を行った。

二年目（2019 年度）においては、2018 年度に取り組んだ困窮者の司法アクセスの問題を発展させるとともに、新規で、アルゼンチンにおける集団訴訟制度、ブラジル会社法におけるコンプライス、という各テーマに取り組んだ。また、アルゼンチン法に関して、同国法最大の特徴といえる 2008 年消費者保護法改正により導入された懲罰賠償規定（52 条 bis）、2015 年新民商法典の懲罰的制裁（1714 条）、裁判官のコントロール権（1715 条）について比較検討を行った。この頃よりコロナ禍のパンデミックのため渡航制限が始まり、主にオンライン会議を通じて研究遂行に努めることとなった。

三年目（2020 年度）においては、2014 年アルゼンチン新民商法典、2015 年パナマ新国際私法典、2015 年ブラジル民事訴訟法典から抽出した各種テーマにおける研究を行った。コロナ禍が続いており、当初の研究計画どおりの渡航が制限される中で、海外の研究協力者を多く得られたテーマを中心に進めた。

四年目（2021 年度）においては、集団的利益の保護と実現に関連して、新たに、テクノロジーの発展と法制度の関係から分析を行った。オンライン会議を通じてメキシコやドイツとのコラボレーションにより共同研究を進める形をとった。

五年目（2022 年度）においては、アルゼンチンおよびブラジルの消費者当局を中心とした消費者政策体制、ならびに、デジタルプラットフォームにおける消費者保護に関する研究を行なった。

延長期間となった六年目（2023 年度）においては、本研究課題の取りまとめとなる最終年度として、各種の国際研究集会を企画し、研究者を招聘して講演会や研究会を行うとともに、自らも講演者として国際研究集会に招聘され講演を行う機会を得て、海外研究者と充実した意見交換を行うことができた。

4．研究成果

2018 年度の研究成果として、ブラジル法と日本法の民事法律扶助の制度面・運用面の違いに着目した論文を公表した。具体的には、ブラジルでは、裁判所へ予納する費用も弁護士費用も訴訟費用として、民訴法典の「訴訟費用免除」の対象となる。また、わが国における法テラスの民事法律扶助の利用に際し、所得証明等が求められるのとは異なり、ブラジルでは、自然人に限り困窮の推定規定があり、さらに、免除決定を受けた予納金は 5 年の除斥期間に服する。このように

ブラジルの制度は非常に柔軟である反面、弁護士のイニシアティブによる訴訟提起と訴訟費用免除の申立てが行われ濫用が問題となっていることを指摘した。

2019 年度の研究成果として、第一に、ブラジルにおける困窮者の司法アクセスの問題を、2018 年度に取り組んだ同一テーマの発展研究として取り組んだ。ブラジルでは、わが国の法テラスにあたる公共弁護士という国家機関がありながら、なぜ民間弁護士による民事法律扶助のニーズがあるのか、また、民間弁護士による法律扶助と公共弁護士による法律扶助の関係性が判例・学説によってどのように捉えられているのかに焦点を当てて研究を行った。ブラジルの公共弁護士は、裁判を受ける権利の実質化という大役を担う連邦憲法に定められた国家機関でありながら、検察庁と比べると新しい国家機関であるため、ブラジルの全州に設置されるのに 20 年近くかかり、全州設置完了後も、十分な組織化や、公共弁護官の配置人数が不足しているのが現状である。このため、連邦憲法の理想とする司法アクセスを単独で実現できておらず、この不足部分を補うのが民間弁護士ということになる。

2020 年度の研究成果として、アルゼンチン新民商法典からは、国際私法規定に関する研究および契約法・家族法の重要改正に関する研究を取りまとめた。同法典では、これまで各種の法令に混在していた一連の国際私法規定を一括りにまとめて明文化している。明文化されたルールの中では、人権に関する国際条約を憲法と同等の位置づけとすることや、法源対話論が目を引きものとなっている。法源対話論とは、上位法優位の原則や、特別法優先の原則、後法上位の原則という伝統的方法によらずに、法令間の矛盾を克服するルールのことであり、ラテンアメリカでは広く普及している。契約法・家族法の重要改正に関しては、契約法（第三巻）における契約総則規定の充実化、ステップファミリーにおける隣接親権者概念の創設をその特色として挙げることができる。パナマ新国際私法典からは、非対等当事者間の準拠法について、比較法的見地より、パナマ法、日本法といった国内法制比較のみならず、ヨーロッパ諸国、ラテンアメリカ諸国の条約法も含めて考察した。ラテンアメリカ諸国の国内法では、弱者当事者保護の見地から、当事者自治による自由な準拠法選択を制限する法制度を採用するケースや、パナマ法典のように、消費者利益優先原則の下、「消費者に最も有利な」法選択が行われて、消費者のフォーラム・ショッピングを許容するケースもある。ラテンアメリカ諸国の各種条約法では、消費者に最も有利な法が裁判官の職権により適用されることを認めている。最後に、ブラジル民事訴訟法典からは、効率性原則、裁判官の事件管理、拘束性を有する先例、訴訟契約、反復事案のための訴訟手続、先決問題に関する既判力の拡張といったテーマを概観した。

2021 年度の研究成果として、第一に、メキシコのモンテレイ工科大学およびドイツのヴュルツブルク大学とのコラボレーションにて、「法とテクノロジー」を主眼とした研究活動を進めた。第二に、旧来からのブラジル・サンパウロ大学の研究者や現地の実務家弁護士、日本在住のブラジル法研究者らとのコラボレーションにて、2018 年に成立したブラジルの個人情報保護法（Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais: LGPD）に関する研究を進めた。

2022 年度の研究成果として、まず消費者政策体制については、アルゼンチンに関して、わが国の消費者庁にあたる政府機構内の消費者当局を特定した上で、当該消費者当局が全国レベルで展開する消費者保護プログラムの詳細を検討した。その際、これらの消費者保護プログラムの中で重点プログラムとされているものについて、それらがアルゼンチン社会において果たそうとする役割を、その理念や背景も踏まえて分析することで、消費者当局がどのような消費社会の実現を目指しているかを明らかにした。結論部分となる日本の消費者政策体制への提言では、わが国の現行体制と若干の突き合わせを行いつつ、参考にできるとされる点を提示した。次にブラジルに関して、同様にわが国の消費者庁にあたる政府機構内の消費者当局を特定した上で、当該消費者当局を中心として、全国レベルで展開される消費者保護政策がどのように動いているのか、また、他の消費者保護関係機関との役割分担はどのようにになっているのかを考察した。

次に、デジタルプラットフォームにおける消費者保護については、わが国で 2020 年、2021 年と相次いで制定されたデジタルプラットフォーム関連法である、デジタルプラットフォーム透明化法および取引デジタルプラットフォーム消費者保護法について、制定に至る背景、制定法の特徴と課題について考察し、結論について、両立法によりもたらされた行政規制から、今後の民事責任（デジタルプラットフォームの不法行為責任や契約責任）への展開について考察を加えた。

2023 年度の研究成果として、全 2 回のブラジル法講演会（5 月）、メキシコ・モンテレイ工科大学におけるオンライン招待講演（5 月）、ラテンアメリカ法講演会（6 月）、ブラジルのパイアーナ大学主催のオンラインセミナーでの招待講演（11 月）、日弁連による招待講演（12 月）、消費者法研究会における報告（1 月）、サンパウロ大学・コスタ教授講演会（1 月）と、本研究課題の取りまとめに相応しい非常に多くの国際研究集会を実施することができた。

6 年間の研究期間を通じて、多くの対面による国際学会を慶應義塾大学三田キャンパスにて開催し、この他にも年間 2 回から 3 回のペースで国際的なオンライン集会をオーガーナイザーの一人として企画するとともに、報告者として参加した。コロナ禍という予期せぬ事態に遭遇し渡航制限のために研究計画どおりにならない部分もあったが、その代わりに、オンライン集会を通じてラテンアメリカ地域以外の研究者とも交流が広がり、それがヨーロッパで出版された 2 冊の書籍への寄稿に繋がった。そのうちの 1 冊の編者であったジェラルド・スピンドラー教授（ゲ

ッティンゲン大学)が書籍出版直前に急逝したことは大きな喪失であった。将来の来日講演などを企画していた矢先であったこともあり残念であった。スピンドラー教授と一緒に仕事できたことを光栄に思う。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計19件（うち査読付論文 2件／うち国際共著 12件／うちオープンアクセス 16件）

1. 著者名 前田美千代	4. 巻 －
2. 論文標題 アルゼンチンにおける消費者政策体制 - 消費者の属性に着目した消費者保護プログラムと専門的・国際的消費者教育 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 令和4年度海外主要国における消費者政策体制等に係る調査報告書	6. 最初と最後の頁 －
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 前田美千代	4. 巻 －
2. 論文標題 ブラジルにおける消費者政策体制 - 民主的な政策決定体制の運営と消費者庁のリーダーシップに向けて -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 令和4年度海外主要国における消費者政策体制等に係る調査報告書	6. 最初と最後の頁 －
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山口詩帆、犬伏由子、前田美千代、Rodriguez Samudio Ruben E	4. 巻 808
2. 論文標題 外国法邦訳 コロンビア・成年障害者の法的能力の行使に関する2019年法律第1996号(仮訳)(上)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 20-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口詩帆、犬伏由子、前田美千代、Rodriguez Samudio Ruben E	4. 巻 809
2. 論文標題 外国法邦訳 コロンビア・成年障害者の法的能力の行使に関する2019年法律第1996号(仮訳)(下)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 7-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1．著者名 前田美千代	4．巻 93巻4号
2．論文標題 解題	5．発行年 2020年
3．雑誌名 法学研究	6．最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1．著者名 フロレンシア・ウェゲル・オスチ、山口詩帆、前田美千代、芳賀雅顕	4．巻 93巻4号
2．論文標題 アルゼンチン新民商法典における国際私法規定	5．発行年 2020年
3．雑誌名 法学研究	6．最初と最後の頁 15-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1．著者名 ミゲル・アンヘル・アコスタ、高橋一実、前田美千代	4．巻 93巻4号
2．論文標題 二〇一五年アルゼンチン新民商法典における契約法および家族法の重要改正	5．発行年 2020年
3．雑誌名 法学研究	6．最初と最後の頁 33-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1．著者名 ヒルベルト・ブタン、前田美千代、北澤安紀	4．巻 93巻5号
2．論文標題 国際契約における当事者自治の原則—パナマ新国際私法典における対等当事者間・非対等当事者間の契約 準拠法	5．発行年 2020年
3．雑誌名 法学研究	6．最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 アントニオ・カブラウ、前田美千代、工藤敏隆	4. 巻 93巻5号
2. 論文標題 比較法視点から見たブラジル民事訴訟法の新潮流	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 27-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 前田美千代	4. 巻 92巻7号
2. 論文標題 本シンポジウムの趣旨・構成について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 9-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Pellegrini Grinover, Ada、オーハラ・ツヨシ、前田美千代、工藤敏隆	4. 巻 92巻7号
2. 論文標題 ブラジル集団訴訟制度の由来、特徴、諸外国への普及	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 13-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 de SALLES, Carlos Alberto、前田、美千代	4. 巻 92巻7号
2. 論文標題 消費者集団訴訟におけるブラジルの経験	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 41-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1．著者名 Arenhart, Sergio Cruz、前田，美千代	4．巻 92巻7号
2．論文標題 検察庁と集团的個別的権利の保護	5．発行年 2019年
3．雑誌名 法学研究	6．最初と最後の頁 59-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1．著者名 Iwamizu, Mario Massanori、前田，美千代	4．巻 92巻8号
2．論文標題 ブラジル集団訴訟制度と企業法務が直面する諸問題	5．発行年 2019年
3．雑誌名 法学研究	6．最初と最後の頁 9-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1．著者名 ワタナベ，カズオ、前田，美千代	4．巻 92巻8号
2．論文標題 同種個別的利益救済のためのブラジル集団訴訟制度改正の必要性	5．発行年 2019年
3．雑誌名 法学研究	6．最初と最後の頁 17-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1．著者名 ベレグリーニ＝グリノーヴェル，アダ，デ＝サーリス，カルロス・アルベルト，アレンハールト，セルジオ・クルス，オーハラ，ツヨシ，イワミズ，マリオ・マサノリ，ワタナベ，カズオ，松本，恒雄，宗田，貴行，菅富，美枝，初岡，宏成，小田，典靖，工藤，敏隆，三木，浩一，鹿野，菜穂子，前田，美千代	4．巻 92巻8号
2．論文標題 各講演に関する質疑応答：ブラジルにおける消費者被害救済と抑止手法について	5．発行年 2019年
3．雑誌名 法学研究	6．最初と最後の頁 29-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 前田美千代	4. 巻 40
2. 論文標題 公的機関を主体とする消費者集団訴訟—ブラジル検察庁、公共弁護士による同種個別的利益の実現と憲法的限界—	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 28-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Michiyo Maeda	4. 巻 -
2. 論文標題 La digitalizacion del proceso civil japonés: ventajas y desafíos	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Digitalization as a Challenge for Justice and Administration	6. 最初と最後の頁 89-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 Michiyo Maeda	4. 巻 -
2. 論文標題 Consumer Protection on Digital Platforms in Japan: Towards bridging the gap between regulatory requirements and civil liability	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Challenges of law and technology	6. 最初と最後の頁 253-275
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.17875/gup2023-2503	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 10件 / うち国際学会 7件）

1. 発表者名 Michiyo Maeda
2. 発表標題 Consumer Protection for Digital Platforms in Japan
3. 学会等名 Herausforderungen des Rechts und der Technologie（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1．発表者名 Michiyo Maeda
2．発表標題 Acciones colectivas de consumidores de tecnologia en Japon
3．学会等名 Derecho y Tecnologia (招待講演) (国際学会)
4．発表年 2022年

1．発表者名 Michiyo Maeda
2．発表標題 Acciones colectivas de consumidores de tecnologia en Japon y sus desafios en esfuerzos privados y publicos
3．学会等名 Derecho y Tecnologia (招待講演) (国際学会)
4．発表年 2021年

1．発表者名 Michiyo Maeda
2．発表標題 La digitalizacion del proceso civil japonés: ventajas y desafios
3．学会等名 Digitalisierung als Herausforderung für Justiz und Verwaltung (招待講演) (国際学会)
4．発表年 2022年

1．発表者名 フランシスコ・ベルビック、前田美千代
2．発表標題 アルゼンチンにおけるクラスアクション
3．学会等名 2019ラテンアメリカ法講演会 (招待講演) (国際学会)
4．発表年 2019年

1．発表者名 マルセロ・プロエンサ、前田美千代、エドアルド・メスキタ
2．発表標題 民間企業の腐敗コストとコンプライアンス
3．学会等名 2019ラテンアメリカ法講演会（招待講演）（国際学会）
4．発表年 2019年

1．発表者名 前田美千代
2．発表標題 公的機関を主体とする消費者集団訴訟
3．学会等名 日本消費者法学会—消費者被害の救済と抑止の手法の多様化—
4．発表年 2018年

1．発表者名 前田美千代
2．発表標題 日伯の同性婚と消費者法 —検察庁、公共弁護士を訪問して—
3．学会等名 日伯比較法シンポジウム—ブラジル同性婚をめぐる—（招待講演）
4．発表年 2019年

1．発表者名 Michiyo Maeda
2．発表標題 Acesso a tutela coletiva em defesa do consumidor no Japao
3．学会等名 Seminario Internacional de Justica Multiportas e Administracao da Justica: Tendencias contemporaneas（招待講演）（国際学会）
4．発表年 2023年

1．発表者名 前田美千代
2．発表標題 消費者 - 事業者二分法制の克服による消費者的事業者への消費者法適用範囲の拡大について
3．学会等名 日弁連消費者問題対策委員会（招待講演）
4．発表年 2023年

1．発表者名 前田美千代
2．発表標題 ラテンアメリカ諸国における消費者の定義・範囲
3．学会等名 消費者法研究会（招待講演）
4．発表年 2023年

〔図書〕 計4件

1．著者名 Michiyo Maeda	4．発行年 2022年
2．出版社 Wurzburg University Press	5．総ページ数 170
3．書名 Digitalization as a challenge for justice and administration	

1．著者名 柏木昇、池田真朗、北村一郎、道垣内正人、阿部博友、大嶽達哉（編）池田真朗、大村敦志、マシャド・ダニエル、道垣内正人、松本英実、早川眞一郎、佐藤やよひ、樋口範雄、柏木昇、カズオ・ワタナベ、前田美千代、アウレア・クリスティーネ・タナカ、大嶽達也、島村暁代、葛西康德、最上敏樹、西谷祐子、吾郷眞一、吉田邦彦、竹中浩	4．発行年 2019年
2．出版社 信山社出版	5．総ページ数 680
3．書名 日本とブラジルからみた比較法	

1. 著者名 片山 直也、北居 功、武川 幸嗣、北澤 安紀（編）有吉尚哉、松尾弘、武川幸嗣、丸山絵美子、栗田口太郎、白石大、片山直也、田高寛貴、水津太郎、原恵美、鹿野菜穂子、平野裕之、北居功、古谷英恵、鈴木清貴、白石友行、金井高志、塩沢一洋、樋口範雄、北澤安紀、前田美千代、朱大明	4. 発行年 2020年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 720
3. 書名 池田眞朗先生古稀記念論文集：民法と金融法の新時代	

1. 著者名 Michiyo Maeda	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Gottingen University Press	5. 総ページ数 304
3. 書名 Challenges of law and technology	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計9件

国際研究集会 シリーズ比較法シンポジウム2018	開催年 2018年～2018年
国際研究集会 2019ラテンアメリカ法講演会	開催年 2019年～2019年
国際研究集会 日伯比較法シンポジウム	開催年 2019年～2019年
国際研究集会 Derecho y Tecnologia	開催年 2021年～2021年
国際研究集会 Digitalisierung als Herausforderung fur Justiz und Verwaltung	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 ブラジル法講演会（全2回）	開催年 2023年～2023年

国際研究集会 ラテンアメリカ法講演会2023	開催年 2023年～2023年
国際研究集会 Seminario Internacional de Justicia Multiportas e Administracao da Justica: Tendencias contemporaneas	開催年 2023年～2023年
国際研究集会 Jose Augusto Fontoura Costa教授講演会	開催年 2023年～2023年

8．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
スペイン	カルロス 3 世大学			
メキシコ	モンテレイ工科大学	CIC IPN		
ドイツ	ヴェルツブルク大学	ゲッティンゲン大学	マールブルク大学	他1機関
米国	ブルックリン・ロースクール	テンプル大学ロースクール		
アルゼンチン	リトラル国立大学	マル・デル・プラタ国立大学	ラプラタ大学	
ブラジル	パラナ連邦大学	リオデジャネイロ州立大学	サンパウロ大学	他3機関
パナマ	パナマ大学			